

# 第五種共同漁業権遊漁規則

内共第16号

第18号

令和7年5月30日施行

長良川中央漁業協同組合

## 長良川中央漁業協同組合内共第16号及び内共第18号 第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、長良川中央漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第16号及び内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（内共第16号：あゆ、あまご、いわな、にじます、こい、うなぎ、おいかわ、うぐい、かじか、よしのぼり及びあじめどじょうをいう。内共18号：あゆ、あまご、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、うぐい、よしのぼり及びあじめどじょうをいう以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭或は郵送又はオンラインシステムでしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣、ガリ（空釣）をいう。）・たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
友釣	竿は1本、掛け針は4本以内、逆さ針より20cm以内とする。 擬似アユ（ルアー）、舟、リールの使用は禁止 但し、鮎ルアーを使用し友釣りが行なえる区域を以下に示す。
ガリ	釣糸は1.5号以下とし、金属製の使用は不可、ハリは9号以下、リール・舟は使用禁止
餌釣	置き竿は3本以内
たも網	たも網の大きさは口径40cm以内

- 2 鮎ルアーによる友釣りが行なえる区域及び規模（仕様）、期間は下記の通り。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	規模(仕様)	ウ 期 間
友釣り (ルアー使用)	片知川の金門橋より 上流800mの区間	鮎ルアー及びリールを 使用し行う。竿は4m以 内、掛け針は4本以内、 逆さ針より20cm以内と する。	7月1日から 9月30日まで

3 第1項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法はイ欄の区域内においてウ欄の期間でなければならない。

ア漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
フライ釣 ルア一釣	全区域 (特定釣漁場を除く)	組合が公示する日から 9月30日まで
ガリ (空釣り)	長良川の美濃市神母橋より下流80m区間	8月16日から 12月31日まで
	長良川の美濃市上河和大橋より下流100m区間	
	長良川の美濃市立花橋下流端より長良川発電所排水口までの150m区間	
	長良川の美濃市立花字相戸平1036-2-1下端と美濃市曾代字上久郷1065上端を結ぶ線より下流200m区間 (板取川合流点まで)	
	長良川の美濃市美濃橋より上流60m・下流川湊燈台までの250m区間	
	長良川の関市重竹用水路排水口より下流鮎之瀬橋上流端までの区間	
	長良川の関市池尻字赤根871番(右岸)と関市小瀬字井田733番3(左岸)を結ぶ線より下流800m区間 (関国際射撃場入口)	
	長良川の関市千疋大橋上流端より上流140m区間	
	長良川の武儀川合流点より下流700m区間	
	長良川の新美濃橋より上流200mから下流200mの区間	組合が公示する日から 12月31日まで
	上記以外の長良川	10月1日から 12月31日まで
	武儀川及び津保川	8月16日から 12月31日まで
	板取川支流乙狩川及び片知川並びに 板取川の和紙の里大橋から城山橋までの区間	周年禁止
	上記の区間を除いた板取川	9月1日から 12月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁業の名称	期間
あゆ漁業	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご、いわな漁業	2月1日（午前5時）以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
にじます、こい、ふな、うなぎ、 おいかわ、かじか、よしのぼり、 あじめどじょう漁業	1月1日から12月31日まで
うぐい漁業	6月1日から翌年3月31まで 但し、長良川筋の板取川合流点 から下流は1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板にするもののほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
長良川の右岸美濃市立花37号字木の末886番の4地先と左岸 同市保木脇字そり268番地先を結ぶ線から下流右岸同 市立花38号字関屋906番地の3地先と左岸同市保木脇 10号字天神前22番の2地先を結ぶ線までの区域	1月1日 ～12月31日	全 魚 種
板取川の美濃市長瀬えん堤上流端から上流20m 上流端から下流200mまでの区域	4月1日 ～6月30日	
武儀川の関市武芸川町跡部山県用水堤上流端から 下流100mまでの区域		
武儀川の関市武芸川町高野えん堤上流端から 下流50mまでの区域	4月1日 ～5月31日	
武儀川の関市千疋新海えん堤上流端から 下流50mまでの区域		
津保川の関市小屋名川平えん堤上流端から 下流梅ヶ瀬橋下流端までの区域		

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
長良川の美濃市下渡帶工上流端から 下流20mまでの区域	4月1日 ～5月31日	うぐい おいかわ
長良川の関市戸田えん堤上流端から下流30mまでの区		
板取川の美濃市乙狩地内床止工上流端から 下流20mまでの区域		
津保川の関市倉知庄中橋上流端から 上流200mまでの区域		
津保川の関市下倉知下倉知橋上流端から 上流200mまでの区域	1月1日 ～12月31日	あじめどじょう
長良川の美濃市曾代新美濃橋下流端から 下流200mまでの区域		
武儀川の関市武芸川町跡部山県用水堤から 上流100mまでの区域		
長良川の右岸分流美濃市安毛広柴谷合流点（安毛橋）から 上流50m・下流200mまでの区域		
長良川の美濃市笠神渡来川合流点から 上流100mまでの区域	1月1日 ～12月31日	あじめどじょう よしのぼり かじか
長良川の関市千疋字塚原1773番（右岸）と関市小屋名字 藤森622番1（左岸）を結ぶ線から下流100mまでの区域		
長良川（今川）の関市下白金保戸島橋から 上流100mまでの区域		
板取川の美濃市乙狩地内床止工上流端から 下流60mまでの区域		
板取川の美濃市長瀬えん堤上流端から 下流100mまでの区域		あじめどじょう よしのぼり
武儀川の関市武芸川町八幡宝橋から 上流100mまでの区域		
武儀川の関市武芸川町宇多院桜橋から 下流100mまでの区域		
津保川の関市西田原蜂屋川合流点から 下流200mまでの区域		
長良川本流の美濃市余取川合流点から上流20m、下流30m までの区域及び余取川の長良川合流点から上流、床止め 工下流端までの区域	4月1日 ～5月31日	全魚種 (あゆを除く)
武儀川の関市千疋橋下流端から長良川合流点までの区域		

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご・いわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うぐい	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣・竿釣	3,000円	11,000円	2,000円
あまご、いわな、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、かじか、よしのぼり、あじめどじょう(以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣・たも網	1,000円	3,000円	1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、満18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出しなければならない。また、減免区分はいずれか一つを優先するものとし、重複して減免を受けることはできないものとする。

魚種	区分	遊漁料	
		日釣	年釣
あゆ	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、満75歳以上、女性(免許証、保険証等)の何れかの者	2,000円	8,000円
	満18歳以下	無料	無料

魚種	区分	遊漁料	
		日釣	年券
雑魚	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、満75歳以上、女性（免許証、保険証等）の何れかの者	600円	2,000円
	満18歳以下	無料	無料

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合（第2項に定める減額対象者を除く）には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合のウェブサイトに記載するほか遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（特定釣漁場）

第8条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 区 域	イ魚種	ウ 期 間	エ 料 金
美濃市横越地内 長良川右岸（内川） 美濃市横越帶工下流端から 下流潜り橋上流端の間	にじます	10月1日から 翌年2月末日まで	営業時間：7:00～16:00 濃密放流：1人1kg 1日（終日） 大人：3,000円  小・中学生、女性：2,000円 午後（正午より） 大人：2,500円  小・中学生、女性：1,500円 釣法：フライ釣 ルアー釣

ア 区 域	イ魚 種	ウ 期 間	エ 料 金
美濃市片知地内 片知川の美濃市ふくべの森遊歩道 遊仙橋下流端から 下流砂防えん堤上流端の間	あまご いわな	2月1日から 9月30日まで	1日券 (7:00~17:00) 男性: 3,500円 女性: 3,000円 中学生以下: 2,500円 半日券 (12:00~17:00) 男性: 3,000円 女性: 2,500円 中学生以下: 2,000円
	にじます	1月1日から 12月31日まで	釣法: 餌釣り、ルアー釣・フライ釣、毛ばり釣り

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢(日釣を除く。)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) その他参考となるべき事項
- (8) 発行者名

2 遊漁証認証の交付は、第7条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付則

この規則は、令和7年5月30日から施行する。